

入札公告

(簡易型総合評価落札方式：事前審査方式) (入札説明書を兼ねる)

館林大島工業団地第一期造成工事（分割５号）に係る一般競争入札を簡易型総合評価落札方式により行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治令」という。）第１６７条の６第１項の規定により公告します。

本件は、自治令第１６７条の５の２第１項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を入札前に行うものです。

令和８年９月２４日

群馬県

契約担当者 群馬県企業管理者 成田正士

記

１ 担当部局

〒３７１－８５７０

群馬県前橋市大手町１－１－１

群馬県企業局団地課

(１) 電子入札の執行及び事務的事項に関すること

管理係 電話０２７－２２６－３９９１（直通）

(２) 技術的事項に関すること

団地造成係 電話０２７－２２６－３９９２（直通）

２ 工事の内容

(１) 工 事 名 館林大島工業団地第一期造成工事（分割５号）

(２) 工事場所 群馬県館林市大島町 地内

(３) 工事概要 敷地造成工 $V=14,169.1\text{m}^3$

舗装工（２号区画道路、２号管理用通路）

車道 $A=552.1\text{m}^2$ 、 歩道 $A=1,565.6\text{m}^2$

排水構造物 $L=549.1\text{m}$ 、 付属施設工一式

配水管敷設工 $GX\phi 100 L=458.5\text{m}$ 、 $GX\phi 150 L=61.7\text{m}$

調整池工 護岸工 $A=1,448.9\text{m}^2$ 、底版コンクリート $9,449.3\text{m}^2$

(４) 工事詳細 別冊図面及び仕様書のとおり

(５) 工 期 約１４か月間（令和８年１１月～令和１０年１月３１日）

３ 入札参加形態

単体による参加

４ 入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(１) 自治令第１６７条の４第１項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(２) 群馬県財務規則第１７０条第２項及び群馬県企業局財務規程第１３２条の３第３項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(３) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第２条第２項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、(２)及び(３)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限または指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

(４) 群馬県建設工事請負業者選定要領第１０条第１項に規定する建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者であること。

(５) 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務を履行している者であること。（当該届出の義務がない者を除く。）

- (6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てを行っている者または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (7) この工事に係る設計業務等の受託者でないこと、または当該受託者と資本関係または人的関係がない者であること。
- (8) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県企業局競争入札心得第８(1)に抵触しない。

① 資本関係

ア 親会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社または子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社（以下「更生会社」という。）または民事再生法第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ）

イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

② 人的関係

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(4) 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第６７条第１項または民事再生法第６４条第２項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

①または②と同視しうる資本関係または人的関係があると認められるとき。

- (9) 群馬県の令和８・９年度資格者名簿における土木一式工事の総合数値が１,０００点以上の者であること。
- (10) 建設業法に基づく土木一式工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (11) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主任技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- イ 入札参加資格の確認申請前において、３ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (12) 館林土木事務所管内または太田土木事務所管内に建設業法に基づく本店を有すること。

5 設計業務等の受託者

- (1) この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
株式会社アイ・ディー・エー
- (2) この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、株式会社アイ・ディー・エーが行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

6 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）

- (1) 申請書及び資料は、令和8年9月24日（木）から令和8年10月2日（金）午後4時までにごんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。
- (2) 申請書及び資料を提出した者には、確認結果を令和8年10月16日（金）までに電子入札システムにより通知する。
- (3) 入札参加資格があると認められた者が資格の確認を行った日の翌日から開札の日までに指名停止を受けたときは、入札参加資格を取り消すとともにその旨を通知する。
- (4) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。
- (5) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（別記様式1）
 - イ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し
 - ウ 監理技術者等の資格・工事経験（別記様式3）
 - (7) この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格及び申請時における他 工事の従事状況等を記載すること。
 - (4) 配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。
 - エ 上記ウを補足するための資料（各種資格証の写し等）
- (6) 配置予定技術者
 - ア 同一の技術者の配置を予定する他の工事を落札したときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。
 - イ 他の工事を落札したことにより技術者を配置することができないにもかかわらず、入札したときは指名停止を行うことがある。
 - ウ 配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者の配置を予定することができる。
- (7) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書及び資料の再提出を求めることがある。
- (9) 申請書及び資料は返却しない。

7 入札参加資格がないと認めた理由

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（別記様式4）により説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 通知を行った日の翌日から起算して5日（群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）以内
午前9時から午後4時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。
 - イ 提出場所 群馬県企業局団地課管理係
- (2) 説明を求められたときは、申し立て受付最終日の翌日から起算して5日（群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面（別記様式5）により回答する。

8 別冊図面、仕様書以外の詳細図面、仕様書（金額抜き設計書）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）

- (1) 設計図書等は、令和8年9月24日（木）から令和8年10月2日（金）まで電子入札システムにより閲覧できる。
- (2) 設計図書等に係る質問は、令和8年10月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後4時までに群馬県団地総合事務所（太田市新田反町町 802-1 電話 0276-57-5257）に別記様式6（以下「質問・回答書」という。）を提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。
- (3) 設計図書等に係る質問があったときは、令和8年11月2日（月）までに「質問・回答書」により回答する。
- (4) 設計図書等に係る質問の回答は、令和8年11月2日（月）から同月18日（水）まで電子入札システムにより閲覧できる。

9 現場説明会 行わない。

10 総合評価落札方式に関する資料（以下「評価項目算定資料」という。）

- (1) この入札において参加資格があると通知を受けた者は、別紙「総合評価点算定基準（簡易型土木関係）」により評価項目算定資料を作成すること。
- (2) 評価項目算定資料は、令和8年10月26日（月）から10月30日（金）までの毎日午前9時から午後4時までに群馬県企業局団地課管理係に持参すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。
- (3) 評価項目算定資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 評価項目算定資料の審査において疑義が生じたときは、評価項目算定資料の再提出を求めることがある。
- (5) 評価項目算定資料は返却しない。

11 入札方法等

- (1) この入札は、電子入札システムにより行う。
- (2) 入札金額の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の引き換えまたは変更は認めない。
- (4) 入札執行回数は原則として2回までとする。

12 入札手続等

- (1) 入札開始日時
令和8年11月13日（金） 午前9時
- (2) 入札書及び工事費内訳書提出締切日時
令和8年11月18日（水） 午後3時
- (3) 工事費内訳書開封予定日時
令和8年11月18日（水） 午後3時5分
- (4) 開札予定日時
令和8年11月19日（木） 午前9時20分
- (5) この入札は、電子入札システムにより行う。

13 入札保証金

免除

14 契約保証

契約保証については、次のなかから受注者が選択するものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 金銭保証人（金融機関または保証事業会社の保証）
- (3) 履行保証保険
- (4) 公共工事履行保証証券による保障（付保割合10%以上）
- (5) 利付国債若しくは地方債

15 工事費内訳書

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。
- (2) 入札参加者は、契約担当者が電子入札システムに添付した「企業局における工事費内訳書の作成例」及び「企業局における工事費内訳書の提出における留意点について」を確認のうえ、同システムに併せて添付した工事費内訳書の所要欄に入力し、契約担当者が指定する日時までにエクセルファイルにより提出すること。
- (3) 工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。
- (4) 工事費内訳書は返却しない。

16 開札

- (1) 開札は入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 入札者またはその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

17 入札の無効

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 入札に係る不正行為を行った者による入札
- (3) 虚偽の申請書または資料を提出した者が行った入札
- (4) 同一の者が行った複数の入札
- (5) ICカードの不正使用により行った入札
- (6) 工事費内訳書を提出をしない者が行った入札
- (7) 工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき
- (8) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき
- (10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

18 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価点とは、価格点と価格以外の評価点を総合した評価点をいう。
- (2) 価格点とは、入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (3) 価格以外の評価点とは、施工能力等から算定した評価点をいう。
- (4) 次に掲げる要件をすべて満たす者は、総合評価点算定基準(簡易型土木関係)により配点する。
 - ア 評価項目算定資料を提出した者であること。
 - イ 入札書が無効でないこと。
 - ウ 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者であること。(失格になった者を除く。)
- (5) 評価項目算定資料は公表しない。

19 「一抜け方式」の採用について

本工事は同種工事に係る入札で同時発注を行うことから、あらかじめ落札決定順位を定め、落札決定順位上位の工事から落札者を決定する一抜け方式を採用する。

落札者となった者の当該落札

決定順位の次順位以降の工事の入札書は無効とする。

落札 決定順位	工事名	工事場所
1	館林大島工業団地造成工事(分割1号)	館林市大島町 地内
2	館林大島工業団地造成工事(分割5号)	館林市大島町 地内
3	館林大島工業団地造成工事(分割4号)	館林市大島町 地内
4	館林大島工業団地造成工事(分割3号)	館林市大島町 地内
5	館林大島工業団地造成工事(分割2号)	館林市大島町 地内

なお、先に行われる入札が中止または取り止めとなった場合は、その後の落札決定順位を繰り上げて順次執行し、落札候補者を決定する。

20 落札者の決定方法

- (1) 総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が二者以上いるときは、価格以外の評価点がより高い者を落札者とし、価格以外の評価点及び価格点も同値の場合には入札書記載金額のより低い者を落札者とする。さらに入札書記載金額も同額の場合にはくじ引きにより落札者を決定する。
- (3) この入札は低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 総合評価点の最も高い者が調査基準価格を下回る入札をしたときは低入札価格調査(以下「低入調査」という。)を実施したうえで落札者を決定する。
- (5) 低入調査の対象となった者は低入調査の実施に協力すること。
- (6) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (7) 低入調査の対象となった者が、この工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、落札者とししない。

- (8) 低入調査の対象となった者を落札者としなないときは、総合評価点の次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。
- (9) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。
- (10) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
- (11) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

21 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請け負い契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式 7）。

22 工事請負契約書

別添建設工事請負契約書案により作成すること。

23 支払条件

- (1) 前払金
各会計年度の出来高予定額の 40% 以内
- (2) 中間前払金
1 回（各会計年度毎）
- (3) 部分払の回数
3 回以内（各会計年度毎）（前払金を受ける場合）
中間前払金の支払を受けた場合は、この回数を 1 回減じる。
- (4) 支払条件の詳細は、企業局発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

24 火災保険を付することの要否 否

25 この工事に密接な関係がある他の工事

この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

26 審査請求

- (1) 入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県企業管理者に対して審査請求を行うことができる。
- (2) 審査請求先は、群馬県企業局団地課管理係とする。

27 建設工事に関する諸規程

群馬県企業局財務規程、群馬県企業局工事事務取扱要領及び関係規則等建設工事に関する諸規程は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、群馬県企業局団地課管理係で閲覧出来る。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

28 労務費ダンピング調査 対象

29 その他

- (1) 入札参加者は群馬県企業局競争入札心得を遵守すること。
- (2) 虚偽の申請書及び資料を提出した者には、指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。
- (4) この説明書は、本件に係る手続以外の目的に使用してはならない。
- (5) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。
- (6) この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式の試行工事である。
- (7) 受注者は、契約締結後において設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について契約担当者に提案することができる。
- (8) 契約担当者は、提案を適正と認めたときは設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは請負代金額の変更を行う。詳細は特記仕様書による。